



島根県報

平成22年 8 月 17 日 (火)

第 2, 214 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除 (2件)	(森 林 整 備 課)	2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づく意見の概要	(中 小 企 業 課)	2

【公 告】

基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	3
公共測量の実施	(")	3
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	3

【特定調達公告】

ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の落札者等	(道 路 維 持 課)	4
汎用電子計算機の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	4

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定		6
--	--	---

告 示

島根県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町室谷1324-6（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1134-5、ロ107-6、ロ107-7、ロ108-8、ロ108-9
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
林道用地とするため
-

島根県告示第527号

平成22年島根県告示第435号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
黒田ファッションモール 島根県松江市黒田町字下ノ原440番外
 - 2 意見の概要
 - (1) 意見の内容
店舗設置に当たっての配置の見直しを求める。
 - (2) 意見を述べる理由
-

- ・トラックの荷さばき可能時間帯が24時間のうえ、ごみの収集作業場、業務用室外機が、周辺住居に密接していて、騒音の影響が甚大な為、生活環境を損なう。
- ・曲がり角に、大型の防護壁があると、中学生の通学路になっている為、見通しが非常に悪くなり、事故が多発する。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成22年 9 月17日から平成23年 3 月25日まで

3 作業地域

松江市、安来市、東出雲町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成22年 8 月17日から平成23年12月10日まで

3 作業地域

大田市朝山町朝倉地域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市島田町字浜田471番の一部

面積 309.32平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市島田町470番地1

田代 晃裕

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成22年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

ロータリー除雪車2.2m級、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成22年 8 月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

19,203,450円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成22年 6 月25日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年 8 月17日

島根県警察本部長 高 瀬 隆 之

1 入札の内容

(1) 入札の件名

汎用電子計算機の賃貸借契約

(2) 貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成23年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該事実があった後、2年を経過しないものでないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に登載されている者であること。
- (4) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235・2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成22年8月17日(火)から平成22年9月8日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)、(1)の場所において交付する。(交付時間は、午前9時から午後5時までとする。)

なお、郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

- (3) 入札説明会

行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成22年9月29日(水)午後1時30分(郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

- (5) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成22年9月29日(水)午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階聴聞室

ウ 開札 即時開札

なお、ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender : The lease contract of the general purpose computer

(2) Bid tendering Date : 13 : 30, September 29th, 2010

(It is necessary to reach for mail by the noon of September 29th, 2010)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 〒690-8510, Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成22年8月8日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成21年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成22年8月17日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 課長 調整監 企画幹（総務及び給与を担当する者に限る。）

中央病院	病院長 医療情報化管理者 副院長 局長 室長（図書室長を除く。） 次長 診療部長 看護部長 総務部長 経営部長 部長（科を統括する者に限る。） 科長 総務グループ課長 給与グループ課長
こころの医療センター	病院長 副院長 局長 医療技術部長 次長 室長 薬剤科長 総務企画グループ課長